

H-03 家計部門の表を見るためのいくつかの項目の解説

No. 1.3-(1) 営業余剰(持ち家)

家計の持ち家については所有する家計が家賃収入を得、同時に家賃を支払っていると擬制して計数を計上している(このような計算方法をとらない場合、例えば借家に住んで家賃を支払っていた家計が、自宅を建て家賃を支払う必要がなくなると GDE の数字が変わってしまうという不都合が生じることになる)。この擬制された家賃収入がここに計上されている。なお家計部門には個人企業が含まれているので営業余剰も計上されている。

No. 1.4-(2) 雇い主の社会負担

[社会負担の定義]

SNA の社会負担の定義は「社会給付(後述 No2.6 No3.3)が支払われることに備えて社会保険制度に対して行う現実または帰属の支払」となっている。

SNAでは①社会保障基金への負担金(掛け金)のうち雇い主が負担する「雇い主の強制的現実社会負担」、②雇用者自身が負担する「雇用者の強制的社会負担」、③年金基金への負担金のうち雇い主負担分である「雇い主の自発的現実社会負担」、④雇用者自身が負担する「雇用者の自発的社会負担」、⑤無基金制度への負担金である「帰属社会負担」の5項目がある。

以上をまとめると

		支払先	
		社会保障基金	年金基金
負担者	雇い主	①「雇い主の強制的現実社会負担」	③雇い主の自発的現実社会負担
	雇用者	②雇用者の強制的社会負担	④雇用者の自発的社会負担

[各項目の意味]

(2)-a 雇い主の現実社会負担: ①+③の合計

この合計額は (2)勘定に再度出現し 2.2-(1)-a では項目①、③別に表象されている(なお両者の合計金額にはわずかの差額が生じているが勘定表の注によれば勘定(1) - 1.4-(2)-a 雇い主の現実社会負担のうち事務費掛金については(1)勘定と(2)勘定では扱いが異なり、(2)勘定ではこの係り金は 2.3-(2)他に分類されない経常移転に計上されている。この部分が両者の差になっていると考えられる)

(2)-b 雇い主の帰属社会負担: ⑤に相当する。

その意味するところは社会保障基金、年金基金などを利用せずにまた自己で基金を設

けることもせずに雇主がその源泉から雇用者に払う福祉的な給付であり、特定の基金がなくとも雇主が支払い義務を負っているものと考えられている。

この項目の表での扱いは紛らわしい。勘定(2)の受取の1項目(2.6-(4))になっているがすでに勘定(1)の雇用者報酬の受取(1.4)に含まれているので結果として1.2のバランス項目にすでに含まれている。このバランス項目が勘定(2)の受取の一項目(2.5)となっているのでこのままでは本項目を2重に計算することになる。そこで勘定(2)の支払項目の一部(2.2-(2))に再度計上し2重計算を回避している。

社会保障基金と年金基金

- ・社会保障基金: 国の社会保障特別会計(厚生年金、国民年金、労働保険、船員保険)、共済組合(国家公務員、地方公務員等)および健康保険組合。
- ・年金基金: 年金・退職一時金支給のために積み立てられた基金。会社ごとなど特定の雇員の集団ごとに設立され、厚生年金基金、適格退職年金が含まれる。

なお社会保障基金と家計部門の支払、負担の関係はH-31表を参照

No. 2.2-(1)現実社会負担

- ・「aの雇主の現実社会負担」は強制的現実社会負担と自発的現実社会負担の合計として表象されている。この合計額とNo1.4-(2)aの「雇主の現実社会負担」との不一致額については同項目の説明中の斜体の部分を参照。
- ・「bの雇員の社会負担」は雇員本人の社会負担(掛け金)である。
- ・「(2)の帰属社会負担」については上記「No. 1.4-(2) 雇い主の社会負担」と同じ額である。その内容は同項の説明を参照。

No.2.6 現物社会移転以外の社会給付(受取)

主なものは年金の受取である。なお医療費の健康保険による負担分は現物社会移転に含まれている。

(1)現金による社会保障給付: 老齢年金、年金基金等からの現金による年金給付。

(2)年金基金による社会給付: 年金基金については上記の囲みのなかを参照。

(3)無基金雇員社会給付: 退職金など。2.2-(2)帰属社会負担と同じ計数が建てられている。

(3)社会扶助給付: 一般政府から家計への移転のうち、社会保障制度を通じる以外のものである。その中身は生活保護費、原爆医療費、遺族等年金、恩給などがあげられる。

これらの給付と政府の計数との関係についてはG-31-② 社会保障関係の項目の各勘定間の関係の②表の見方の項を参照。

No3.3 現物社会移転

医療保険給付と介護保険給付にともなう政府（社会保障基金）の支出で家計の受取になる。

(1) 現物社会給付は社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う「a 払い戻しによる社会保障給付」と、関連するサービスを直接受給者に支給する「b その他の現物社会給付」に区分される。

a 払い戻しによる社会保障給付とは高額医療・出産給付金が相当する。

b その他の現物社会給付とは医療費と介護であり、前者は政府が7割、後者は政府が9割の負担をしているので、各々の額がここに計上されている。（現実消費支出ではどちらも家計の消費になる<本メモの末尾の「参考:消費について」参照>）

(2) 「個別的な非市場財・サービスの移転」とはほとんどが教育関連であり、国公立の幼稚園、小学校、中学校、高校、大学の教員の人件費や関連施設の固定資本減耗や教科書購入費（児童の負担はなく教科書は無償で配布される）、児童保険等負担金（公立保育園分）等にともなう政府の支出であるが家計は費用は支払っていない（ないしは一部しか支払っていない）。しかし便益は家計が享受しているので現実には家計がこれら財・サービスを消費しているとみなしてここに計上されている。

なお、「個別的」という名称がついているのは政府勘定の政府消費の中の「集合消費」と対比する概念で、受益者が特定される（国公立学校に通っている者や教科書が無償で配布された者は特定することができる）ためである。

勘定(3)現物所得の再分配勘定

給与、金利収入、年金等の収入から金利支払、年金や医療保険への掛け金、税金等の支払を控除した(可処分所得 勘定(2)の 2.4)に上記の現物社会移転を家計の収入とみなして加えた所得額(調整可処分所得)を示す。

勘定(4)a 可処分所得の使用勘定

可処分所得と消費支出の差を貯蓄としている。なお受取には可処分所得に加え年金基金年金準備金の変動が含まれている。

勘定(4)b 調整可処分所得の使用勘定

調整可処分所得と現実最終消費の差を貯蓄としている。所得、支出の両方に現物社会移転(3.3)が含まれているので両者は相殺され貯蓄の額は勘定(4)aと同じになる。

参考として調整貯蓄率が表示されている。これは貯蓄/(調整可処分所得+年金基金年

金準備金の変動)として計算された貯蓄率である。いわば分母の所得に現物社会移転(医療保険による支払等)をくわえて計算した貯蓄率である。

No4.1 最終消費支出(個別消費支出)

家計が費用を直接支出した消費の額。

なお QE 等では消費の項目には民間最終消費支出(内訳として「家計最終消費支出」さらにその内訳として「除く持家の帰属家賃」という項目が表示されている。これらと上記勘定表との関係はH21 表のとおりである。

No5.1 現実最終消費(現実個別消費)

4.1 の最終消費支出に 3.3-(1)の現物社会給付を加えたもの。この概念については下記囲みを参照。

[参考:消費について]

SNAでは消費は2種類の概念がある。

- ① 最終消費支出は「支出を行ったものが消費した」とみなした計数である。このため対価を支出した人に計上される。
- ② 現実消費支出は「便益を享受したものが消費した」とみなした計数である。このため費用を支出していないが便益を享受したものに計上される。
- ③ たとえば医療保険の場合、自己負担分が3割なので医療費が100とすると最終消費支出では30が家計に、70が政府の消費(最終消費)に計上される。これに対して現実消費支出では100すべてが家計に計上される。